

# 協議 1 号

## 行政機構改革等に伴う長野市教育委員会関係規則の整備に関する規則（案） 要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明
1 制定の理由	行政機構改革等に伴い、関係する長野市教育委員会規則の整備を行うもの
2 規則（案） の 内 容	別紙規則（案）のとおり (1) 長野市教育委員会行政情報取扱規則の一部改正（第 1 条関係） (2) 長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正（第 2 条関係） (3) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正（第 3 条関係） (4) 次に掲げる長野市教育委員会規則の廃止（第 4 条関係） ア 長野市立博物館条例施行規則 イ 長野市文化財保護条例施行規則 ウ 教育委員会関係長野市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則 エ 長野市埋蔵文化財センター設置条例施行規則 オ 松代藩文化施設条例施行規則 カ 長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例施行規則
3 施行期日	令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 3月21日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

行政機構改革等に伴う長野市教育委員会関係規則の整備に関する規則（案）

（長野市教育委員会行政情報取扱規則の一部改正）

第1条 長野市教育委員会行政情報取扱規則（平成10年長野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

	家庭・地域学びの課	家
	文化財課	文

を

「

	家庭・地域学びの課	家
--	-----------	---

に、

「

	若穂公民館	若公
--	-------	----

を

「

	若穂公民館	若公
	更北公民館	更公

に、

「

	南部図書館	南図
	博物館	博
	埋蔵文化財センター	埋
	松代文化施設等管理事務所	松文

を

「

	南部図書館	南図
--	-------	----

に改める。

（長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第2条 長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中 「家庭・地域学びの課  
文化財課」 を「家庭・地域学びの課」に改める。

第5条第2項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「、主事及び学芸員」を「及び主事」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第20項までを1項ずつ繰り上げる。

第6条保健給食課の項第2号中「及び学校薬剤師」を「、学校薬剤師及び産業医」に改め、同条文化財課の項を削る。

第10条第9号を次のように改める。

(9) 長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年長野市条例第43号）に規定する長野市青少年錬成センター  
第10条第10号から第13号までを削る。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成16年長野市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とする。

第5条中「文化スポーツ振興部スポーツ課長」を「スポーツ部スポーツ課長」に改める。

(長野市立博物館条例施行規則等の廃止)

第4条 次に掲げる長野市教育委員会規則は、廃止する。

- (1) 長野市立博物館条例施行規則(昭和56年長野市教育委員会規則第10号)
- (2) 長野市文化財保護条例施行規則(昭和52年長野市教育委員会規則第1号)
- (3) 教育委員会関係長野市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成28年長野市教育委員会規則第8号)
- (4) 長野市埋蔵文化財センター設置条例施行規則(昭和62年長野市教育委員会規則第3号)
- (5) 松代藩文化施設条例施行規則(昭和58年長野市教育委員会規則第2号)
- (6) 長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年長野市教育委員会規則第12号)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長野市教育委員会行政情報取扱規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前																																																									
<p>○長野市教育委員会行政情報取扱規則 平成10年3月3日長野市教育委員会規則第1号 長野市教育委員会（長野市立小学校、中学校及び高等学校を除く。）の行政情報の取扱いに関しては、長野市行政情報取扱規程（昭和60年長野市訓令第1号）の規定の例による。この場合において、文書の記号に関しては、次のとおりとする。</p>	<p>○長野市教育委員会行政情報取扱規則 平成10年3月3日長野市教育委員会規則第1号 長野市教育委員会（長野市立小学校、中学校及び高等学校を除く。）の行政情報の取扱いに関しては、長野市行政情報取扱規程（昭和60年長野市訓令第1号）の規定の例による。この場合において、文書の記号に関しては、次のとおりとする。</p>																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課等</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>総務課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家庭・地域学びの課</td> <td>家</td> </tr> <tr> <td>教育機関</td> <td>生涯学習センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>若穂公民館</td> <td>若公</td> </tr> <tr> <td></td> <td>更北公民館</td> <td>更公</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南部図書館</td> <td>南図</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中条学校給食共同調理場</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課等	記号	教育委員会事務局	総務課	略		家庭・地域学びの課	家	教育機関	生涯学習センター	略		若穂公民館	若公		更北公民館	更公		南部図書館	南図		中条学校給食共同調理場	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課等</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>総務課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家庭・地域学びの課</td> <td>家</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財課</td> <td>文</td> </tr> <tr> <td>教育機関</td> <td>生涯学習センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>若穂公民館</td> <td>若公</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南部図書館</td> <td>南図</td> </tr> <tr> <td></td> <td>博物館</td> <td>博</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>埋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松代文化施設等管理事務所</td> <td>松文</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中条学校給食共同調理場</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課等	記号	教育委員会事務局	総務課	略		家庭・地域学びの課	家		文化財課	文	教育機関	生涯学習センター	略		若穂公民館	若公		南部図書館	南図		博物館	博		埋蔵文化財センター	埋		松代文化施設等管理事務所	松文		中条学校給食共同調理場	略
区分	課等	記号																																																								
教育委員会事務局	総務課	略																																																								
	家庭・地域学びの課	家																																																								
教育機関	生涯学習センター	略																																																								
	若穂公民館	若公																																																								
	更北公民館	更公																																																								
	南部図書館	南図																																																								
	中条学校給食共同調理場	略																																																								
区分	課等	記号																																																								
教育委員会事務局	総務課	略																																																								
	家庭・地域学びの課	家																																																								
	文化財課	文																																																								
教育機関	生涯学習センター	略																																																								
	若穂公民館	若公																																																								
	南部図書館	南図																																																								
	博物館	博																																																								
	埋蔵文化財センター	埋																																																								
	松代文化施設等管理事務所	松文																																																								
	中条学校給食共同調理場	略																																																								

長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第5号</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課を置く。</p> <p>総務課 学校教育課 保健給食課 <u>家庭・地域学びの課</u></p> <p>(職員の職の設置及び職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 必要に応じ、課に次の職を置く。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(13)～(17)</u> 略</p> <p>3 課長、課長補佐、専門員、係長、主査、主任、課付<u>及び主事</u>は事務職員又は技術職員を、技術主任、栄養師、調理師、運転主任、運転技師、工務主任、工務師、庁務主任及び庁務師は技術職員を、栄養士、調理技手、主事補、運転技手、工務技手及び庁務技手は事務職員又は技術職員でない常勤職員をもつて充てる。</p> <p>4～14 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>15～19</u> 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 第2条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課・学校教育課 略</p>	<p>○長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第5号</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課を置く。</p> <p>総務課 学校教育課 保健給食課 <u>家庭・地域学びの課</u> <u>文化財課</u></p> <p>(職員の職の設置及び職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 必要に応じ、課に次の職を置く。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 学芸員</u></p> <p><u>(14)～(18)</u> 略</p> <p>3 課長、課長補佐、専門員、係長、主査、主任、課付、<u>主事及び学芸員</u>は事務職員又は技術職員を、技術主任、栄養師、調理師、運転主任、運転技師、工務主任、工務師、庁務主任及び庁務師は技術職員を、栄養士、調理技手、主事補、運転技手、工務技手及び庁務技手は事務職員又は技術職員でない常勤職員をもつて充てる。</p> <p>4～14 略</p> <p><u>15 学芸員は、上司の命を受けて学問又は芸術に関する業務に従事する。</u></p> <p><u>16～20</u> 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 第2条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課・学校教育課 略</p>

改正後	改正前
<p>保健給食課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校医、学校歯科医、<u>学校薬剤師及び産業医</u>の任免に関する事。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>家庭・地域学びの課 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(教育機関の所管)</p>	<p>保健給食課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校医、学校歯科医<u>及び学校薬剤師</u>の任免に関する事。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>家庭・地域学びの課 略</p> <p><u>文化財課</u></p> <p><u>(1) 文化財の調査、指定、保存及び活用に関する事。</u></p> <p><u>(2) 文化財保護の啓発に関する事。</u></p> <p><u>(3) 文化財保護関係団体の育成に関する事。</u></p> <p><u>(4) 博物館に関する事。</u></p> <p><u>(5) 埋蔵文化財センターに関する事。</u></p> <p><u>(6) 松代藩文化施設に関する事。</u></p> <p><u>(7) 大室古墳館に関する事。</u></p> <p>(教育機関の所管)</p>
<p>第10条 法で定めるところにより、教育委員会は、次に掲げる教育機関を所管する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年長野市条例第43号）に規定する長野市青少年錬成センター</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第10条 法で定めるところにより、教育委員会は、次に掲げる教育機関を所管する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 長野市立博物館条例（昭和56年長野市条例第29号）に規定する長野市立博物館</u></p> <p><u>(10) 長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年長野市条例第43号）に規定する長野市青少年錬成センター</u></p> <p><u>(11) 長野市埋蔵文化財センター設置条例（昭和62年長野市条例第28号）に規定する埋蔵文化財センター</u></p> <p><u>(12) 松代藩文化施設条例（昭和44年長野市条例第33号）に規定する松代藩文化施設</u></p> <p><u>(13) 長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例（平成14年長野市条例第28号）に規定する長野市大室古墳館</u></p>

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成16年3月30日長野市教育委員会規則第2号 (支所長に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を支所長に補助執行させるものとする。            (1)・(2) 略  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(3)</u> 略            (スポーツ課長に補助執行させる事務)</p> <p>第5条 教育委員会は、長野市立学校の体育施設の開放に関する事務を、<u>スポーツ部スポーツ課長</u>に補助執行させるものとする。</p>	<p>○教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成16年3月30日長野市教育委員会規則第2号 (支所長に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を支所長に補助執行させるものとする。            (1)・(2) 略  <u>(3) 文化財の保存に関する事(豊野支所長、戸隠支所長、鬼無里支所長、大岡支所長、信州新町支所長及び中条支所長に限る。)</u>  <u>(4) 豊野資料収蔵室の使用許可及び室の開閉に関する事(豊野支所長に限る。)</u>  <u>(5) 大岡歴史民俗資料館の使用許可及び館の開閉に関する事(大岡支所長に限る。)</u>  <u>(6)</u> 略            (スポーツ課長に補助執行させる事務)</p> <p>第5条 教育委員会は、長野市立学校の体育施設の開放に関する事務を、<u>文化スポーツ振興部スポーツ課長</u>に補助執行させるものとする。</p>